

## 平成10年度第1号事案処理の概要

申請人(甲) : 消費者  
相手方(乙) : 販売会社  
利害関係人(丙) : 信販会社

### 1 当事者の主張

#### (1) 甲の主張

乙から役務付きとの説明があつて、学習教材を購入したが、実際にはそのような事実はなかつた。他にも乙の販売・勧誘時の言動に誤解を生じさせるようなことがあつたことから、乙との間に締結した学習教材の売買契約(以下「売買契約」という。)の無条件解約を求める。

#### (2) 乙の主張

甲が主張するような事実はない。解約には応じる用意があるが違約金を払つての解約となる。

### 2 争点

- ・ 不当な販売・勧誘行為の有無
- ・ 売買契約解約のための解決金の額

### 3 処理内容

甲と乙の主張の間には、販売や勧誘に関する認識等、重要な点について隔たりがあつたが、最終的には乙も販売・勧誘時の言動が結果的に甲に誤解を与えたことを認め、歩み寄り和解案に同意した。

紛争の全面的な解決のためには、丙にも紛争に参加してもらうのが適当と委員会として判断し、丙の同意及び甲・乙双方の同意の上、丙も利害関係人として参加して和解書の調印に加わつた。

### 4 和解内容

- ・ 甲・乙間においては、甲が乙に対し解決金を支払うことにより売買契約の解約がなされた。(受領した学習教材については返還)
- ・ 甲・丙間においては、立替払契約の解約がなされた。(既払金については全額返還)

## 事案の概要 (No. 1)

### 1. 申請人

消費者 A

### 2. 相手方

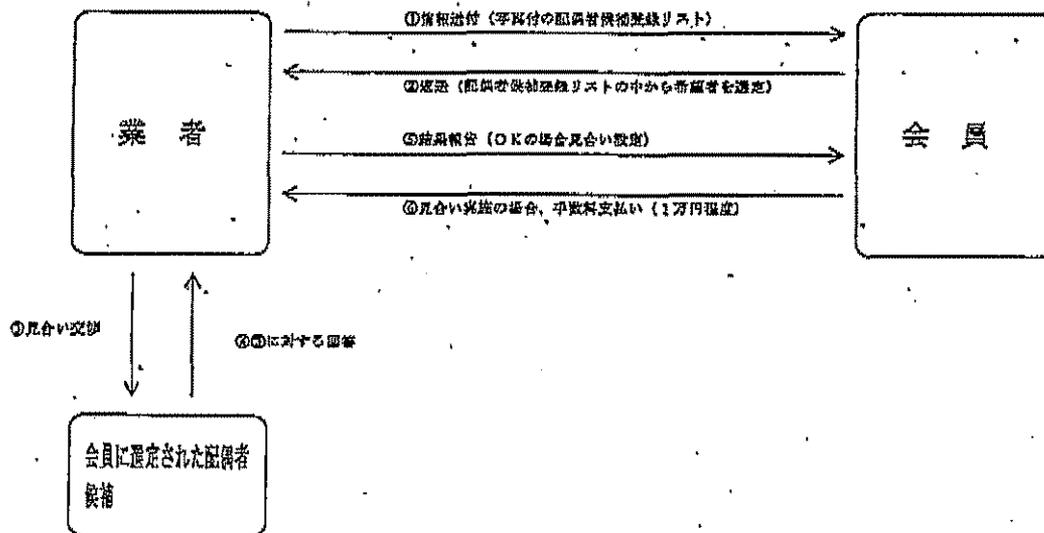
(結婚仲介業者)

### 3. 契約内容

#### 結婚仲介に係る異性情報提供契約

- ・ 契約期間 : 平成10年5月10日～平成11年5月9日  
 : 「申込書」中、「会員期間は入会申込契約書に記載された12ヵ月間とする。」
- ・ 契約内容 : 会員への適性配偶者候補の情報提供及び仲介
- ・ 契約金額 : 240,000円 (入会金、登録料金、会費)
- ・ 既払い金 : 240,000円 (平成10年5月17日支払)

#### 【契約に係るサービスのシステム】



### 4. 申請人の主張

債務不履行 (契約時の説明と提供サービスの相違) に伴う契約金の全額返還

### 5. その他

平成11年9月21日、申請人は相手方から125,000円の返還を受けている。

### 事案の概要 (No. 2)

#### 1. 申請人

消費者 B

#### 2. 相手方

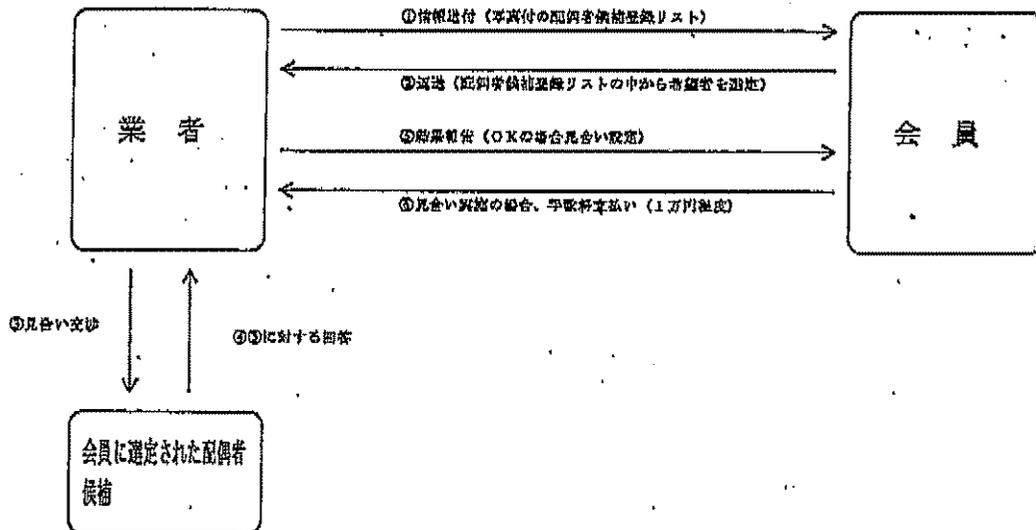
(結婚仲介業者)

#### 3. 契約内容

結婚仲介に係る異性情報提供契約

- ・ 契約期間：平成10年10月18日～平成11年10月17日  
 ∴「申込書」中、「会員期間は入会申込契約書に記載された12ヶ月間とする。」
- ・ 契約内容：会員への適性配偶者候補の情報提供及び仲介
- ・ 契約金額：250,000円(入会金、登録料金、会費)
- ・ 既払い金：250,000円(平成10年11月3日支払)

【契約に係るサービスのシステム】



#### 4. 申請人の主張

債務不履行(契約時の説明と提供サービスの相違)に伴う契約金の全額返還

#### 5. その他

平成11年9月25日、申請人は相手方から125,000円の返還を受けている。